

# 新型コロナウイルス感染症対策 支援制度の概要

(令和2年 5月15日 初版)

(令和2年 6月23日 改訂)

(令和2年 7月 7日 改訂)

(令和2年 9月24日 改訂)

(令和2年12月22日 改訂)

暮らし、  
ほんもの。



津山市

## 目 次

### I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

#### 1 生活に関する支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b> . . . . .	5
（１）住居確保給付金の支給	
（２）経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に対する就学援助制度	
（３）配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制※	
（４）民間賃貸住宅への入居斡旋※	
（５）傷病手当金の支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者向け）	
（６）緊急雇用創出事業※	
（７）低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	
（８）低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（再支給分）	
（９）空き家活用定住促進事業補助金※	
（１０）新生児特別定額給付金の支給※	

<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b> . . . . .	15
---	----

- （１）個人向け緊急小口資金等の特例貸付

#### 2 治療・健康に関する支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b> . . . . .	16
（１）医療ケア児等への手指消毒液等の配布※	
（２）高齢者の在宅介護を行っている困窮世帯への手指消毒液等の配布※	

<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b> . . . . .	18
---	----

- （１）生活不安・ストレスなどから深刻化するDVについての相談

### II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

#### 1 雇用の維持に関する支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b> . . . . .	19
（１）新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置※	
（２）林業事業体支援事業※	

#### 2 資金繰りに関する支援

<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b> . . . . .	21
（１）新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置※	

- (2) つやま企業サポート補助金の特例措置※
- (3) つやま産業支援センター専門家派遣無料実施（経営改善計画策定、ECサイト構築、テレワーク導入等）
- (4) テレワーク、Web会議導入相談窓口の設置※

**イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援** . . . . . 25

- (1) 新型コロナウイルス対策マル経融資等に係る利子補給※

**3 事業継続に関する支援**

**ア 市が窓口又は実施主体となる支援** . . . . . 26

- (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置※
- (2) 公共交通感染症対策事業（研修費用助成）※
- (3) 公共交通配送実施支援事業※
- (4) 小規模事業者緊急支援事業※
- (5) 米の計画的生産継続支援事業※
- (6) 和牛農家経営支援金交付事業※
- (7) 公共交通感染症対策事業（公共交通等運行継続助成）※
- (8) ごみ減量・リサイクル推進事業※

**イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援** . . . . . 34

- (1) 中小・小規模事業者等に対する給付金（持続化給付金）
- (2) 岡山県事業継続特別支援金
- (3) 経営継続補助金

**Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援**

**1 感染予防に関する支援**

**ア 市が窓口又は実施主体となる支援** . . . . . 35

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援
- (2) 地域子育て支援センターにおけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援
- (3) 妊婦へのマスク及び消毒液の配布
- (4) オンライン育児相談
- (5) インフルエンザ予防接種費用助成事業※
- (6) 障害者福祉施設等への衛生用品の配付※
- (7) 高齢者介護施設等への衛生用品の配付※
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策津山市連合町内会支援金※
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策飲食店支援金※

<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b>	44
(1) 介護施設利用者等及び妊婦への布製マスクの配布等	
(2) 岡山県小児に対するインフルエンザワクチン接種支援事業	
(3) 岡山県高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種支援事業	
<b>2 医療・治療に関する支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	46
(1) 医療機関支援給付金事業※	
<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b>	47
(1) 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布	
<b>IV その他の支援</b>	
<b>1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	48
(1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免	
(2) 介護保険料の減免	
(3) 国民年金保険料の免除等	
(4) 徴収猶予及び履行延期の特約等に関する支援	
(5) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置	
<b>イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援</b>	53
(1) 欠損金の繰戻しによる還付の特例	
(2) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制	
(3) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	
(4) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例	
<b>2 学校の臨時休業に伴う支援</b>	
<b>ア 市が窓口又は実施主体となる支援</b>	55
(1) 放課後児童クラブにおける学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援	
(2) ファミリー・サポート・センター事業における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援	
(3) 教育電話相談※	
<b>ウ 現時点で手続の詳細が未確定の支援</b>	58
(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う修学旅行の中止や延期に係るキャンセル料への支援※	

### 3 幼稚園の臨時休業に伴う支援

#### ア 市が窓口又は実施主体となる支援 . . . . . 59

- (1) 幼稚園の休業期間における通園バス利用料の日割り還付※
- (2) 幼稚園の休業に伴う預かり保育の対応※

### 4 保育園（所）・認定こども園の登園自粛要請に伴う支援

#### ア 市が窓口又は実施主体となる支援 . . . . . 61

- (1) 保育園（所）・認定こども園の登園自粛に係るの保育料日割り還付※

### 5 民間保育園（所）・民間認定こども園・私立幼稚園・放課後児童クラブ従事者に対する支援

#### ア 市が窓口又は実施主体となる支援 . . . . . 62

- (1) 民間保育園（所）・民間認定こども園・私立幼稚園・放課後児童クラブの職員への慰労金の支給※

## V 収束後の経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のための支援

### 1 経済活動の回復のための支援

#### ア 市が窓口又は実施主体となる支援 . . . . . 63

- (1) スポーツ大会・合宿誘致事業※

#### イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援 . . . . . 64

- (1) 津山市地域商品券発行事業※
- (2) 飲食店利用促進支援事業※
- (3) 中心市街地賑わい回遊事業※
- (4) 飲食店等販売促進支援事業※

※は、津山市独自（単市）事業

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

#### ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 住居確保給付金の支給

<p>支援内容</p>	<p>離職により住宅を失うおそれのある人等を対象に、賃貸住宅の家賃に充てるための費用（住居確保給付金）を支給するとともに、津山市自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p>○支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：上限3万1千円（家賃額）</li> <li>・2人世帯：上限3万7千円（家賃額）</li> <li>・3人世帯：上限4万円（家賃額）</li> </ul> <p>※ただし、月収が基準額（単身世帯：7万8千円、2人世帯：11万5千円、3人世帯：14万円）を超える場合は一部支給となる。</p> <p>○支給方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市から直接、住宅の貸主へ支払う。</li> </ul> <p>○支給期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月（ただし、一定の要件を満たす場合は最長9ヶ月間）</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>以下の要件全てに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 離職により経済的に困窮し、住居を失っている方又は失うおそれのある方</li> <li>(2) 離職・廃業から2年以内又は、休業等により収入が減少し、離職等と同等の状況にある方</li> <li>(3) 離職前に、主として世帯の生計を維持していた方</li> <li>(4) ハローワークへ求職申込みを行う方、又は現に行い求職活動を行っている方</li> <li>(5) 申請日の属する月における申請者および同居親族などの収入月額（失業給付、児童扶養手当、年金などを含む）の合計が、次の金額であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：10万9千円未満</li> <li>・2人世帯：15万2千円未満</li> <li>・3人世帯：18万円未満</li> </ul> </li> <li>(6) 申請者および同居親族などの預貯金の合計が、次の金額であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯：46万8千円未満</li> <li>・2人世帯：69万円未満</li> <li>・3人世帯：84万円未満</li> </ul> </li> <li>(7) 申請者および同居親族などが雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は、自治体などが実施する類似の給付を受けていない方</li> <li>(8) 申請者および同居親族などのいずれもが暴力団員でないこと</li> </ol>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市自立相談支援センター 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階） 受付時間：午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市自立相談支援センター （電話）0868-32-2133</p>
<p>備考</p>	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (2) 経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に対する就学援助制度

支援内容	経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒に、就学のために必要な経費（学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費等）を援助します。
対象者	次のいずれかの要件に該当する児童・生徒の保護者 ①生活保護（教育扶助）を受けている人 ②生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税が非課税又は均等割のみ課税されている</li> <li>・ 国民年金の保険料が全額免除されている</li> <li>・ 児童扶養手当を受給している</li> <li>・ 世帯所得が基準額以下（4人世帯で220万円以下）</li> <li>・ 特殊事情により、給食費、学級費、PTA会費等の学校納付金を納めることが困難な人</li> </ul>
申請手続に必要なもの	・ 就学援助費支給申請書
受付場所及び受付時間	在籍学校 （国立・県立・私立小中学校に通っている場合は、津山市教育委員会学校教育課）
問い合わせ先	津山市教育委員会学校教育課 （電話）0868-32-2116
備考	

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(3) 配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制

<p>支援内容</p>	<p>女性相談員が日常生活の中で女性が抱えるさまざまな悩みや不安などの相談を受け付ける。</p>
<p>対象者</p>	<p>・ 配偶者暴力にお悩みの方</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>特になし</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山男女共同参画センター「さん・さん」 津山市新魚町17番地アルネ・津山5階 受付時間：午前10時～午後4時（水曜日・奇数月第3土曜日）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山男女共同参画センター「さん・さん」 （電話）0868-31-2533</p>
<p>備考</p>	<p>男性用相談窓口：「男性相談員による男性のための電話相談」 岡山県男女共同参画センター（ウィズセンター） 岡山市北区南方2丁目13-1きらめきプラザ6階 （電話）086-221-1270 受付時間：毎週第2金曜日 午後5時～午後8時</p>



I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(4) 民間賃貸住宅への入居斡旋

<p>支援内容</p>	<p>離職により、社宅等の退去を余儀なくされ、民間賃貸住宅に一時的な入居を希望する人に住宅を斡旋を行います。</p> <p>①住居の選定：入居希望者の希望に応じ協議して選定                  ②家賃：それぞれの設定家賃（入居後6カ月は状況に応じて減免有）                  ③敷金：なし                  ④手数料：なし                  ⑤礼金：なし                  ⑥共益費：実費必要                  ⑦火災保険：必要（家財道具、賠償保険）                  ⑧家賃保証：原則必要                  ⑨保証人：原則必要                  ⑩家財・家具リース：生活に必要な家財・家具のリースを行います。</p>
<p>対象者</p>	<p>・非正規従業員であって離職により社宅等の退去を余儀なくされた人</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>・斡旋申請書                  ・本人確認書類（運転免許証など）</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市都市建設部管理課住宅係                  津山市山北520（津山市役所本庁舎5階）                  受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市都市建設部管理課住宅係                  （電話）0868-32-2090</p>
<p>備考</p>	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (5) 傷病手当金の支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者向け）

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者である被用者等に対して、傷病手当金を支給します。</p> <p>※支給額</p> <p>直近の継続した3月間の給与収入 × 2/3 × 日数（療養のために休んだ日数） の合計額を就労日数で除した金額</p> <p>【対象日数】療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日</p> <p>【適用期間】令和2年1月1日～令和3年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで</p>
<p>対象者</p>	<p>・被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>・申請書（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用） 詳しくは、下記まで、お問い合わせください。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市環境福祉部医療保険課国民健康保険係、高齢者医療係 津山市山北520（津山市役所本庁1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市環境福祉部医療保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険係（電話）0868-32-2071</li> <li>・高齢者医療係（電話）0868-32-2073</li> </ul>
<p>備考</p>	

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(6) 緊急雇用創出事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、働き場所を失ったり、働く機会が減少したパート、アルバイト、学生の方向けに、新たな雇用を創出するもので、市役所での事務作業や公共施設の清掃など、軽作業に従事する人を募集します。 事業期間：令和2年5月26日～令和3年3月31日</p>
<p>対象者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により失業した市民及び市内在学者（高校生を除く。） ※市内在学者とは、市内に在住または市内の大学・高専等に在学する学生の方です。</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>【応募方法】 ① 募集一覧（市ホームページに掲載）に記載のある、それぞれのお問い合わせ先（担当部署）に連絡して、募集中であることを確認。 ② 各担当部署において面談を行う際、「会計年度任用職員申込書」を提出。 詳しくは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：各担当部署 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部仕事・移住支援室 （電話）0868-24-3633</p>
<p>備考</p>	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (7) 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

支援内容	<p>児童扶養手当を受給している世帯等に対し、臨時特別給付金として、1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円を支給します【基本給付】。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した世帯に5万円を支給します【追加給付】。</p>
対象者	<p>【基本給付】</p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方</p> <p>②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る）</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方</p> <p>【追加給付】</p> <p>①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方</p>
申請手続に必要なもの	<p>【基本給付】①に該当する方は申請不要</p> <p>②③の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑</li> <li>・ 本人確認書類（写し）</li> <li>・ 受取口座を確認できる書類（写し）</li> <li>・ 児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（既に児童扶養手当の認定を受けている場合は不要）</li> <li>・ 申告する収入に係る給与明細書や年金振込通知等の「収入がわかる書類」（②の対象者は平成30年中の収入、③の対象者は令和2年2月以降の任意の1ヶ月分の収入がわかる書類）</li> </ul> <p>※申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者がいる方は、その方の分も含む詳しくは下記の間い合わせ先に、お問い合わせください。</p> <p>【追加給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>※各支所・出張所でも受付可</p>
問い合わせ先	<p>津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 （電話）0868-32-2065</p>
備考	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (8) 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（再支給分）

支援内容	<p>1回目の基本給付（前ページ参照）を受けた方に、臨時特別給付金として、1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円を再支給します【基本給付】。</p>
対象者	<p>以下のいずれかに該当し、1回目の基本給付を受けた方</p> <p>【基本給付】</p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方          ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る）          ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方</p>
申請手続きに必要なもの	<p>1回目の基本給付を受けた方は申請不要</p> <p>※これから1回目の基本給付を申請される方も対象になります。申請手続きは、前ページの「(8) 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」を参照</p>
問い合わせ先	<p>津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係          （電話）0868-32-2065</p>
備考	

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

- 1 生活に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(9) 空き家活用定住促進事業補助金

支援内容	<p>市内の空き家物件の活用促進と本市への移住・定住を促進するため、津山市住まい情報バンク等に登録された空き家を購入した県外からの移住者に対して、補助金を交付します。</p> <p>① 購入費補助金…取得費用の1/10（上限30万円）                  ② 改修費補助金…改修費用の2/3（上限60万円）                  ③ 引越し支援助成金…引越しに係る費用の10/10に相当する額。10万円を限度。</p> <p>※その他、空き家の所有者に対し、物件流動奨励金、片付け補助金あり。</p>
対象者	<p>① 購入費補助金の場合                  空き家を購入した移住者で、次に掲げる要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転入の直近の5年間、岡山県外に住所を有し、転入日から3年を経過していない者。</li> <li>・ 当該空き家の所有権を有する者が、移住者の2親等以内の親族でない者</li> <li>・ 市税等の滞納がない者</li> <li>・ 申請年度の3月31日までに当該空き家への移住が可能である者。</li> <li>・ 当該空き家に補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思がある者</li> </ul> <p>② 改修費補助金、③ 引越し支援助成金は、別途要件あり。お問い合わせください。</p>
申請手続に必要なもの	<p>① 購入費補助金の場合                  交付申請書と誓約書に必要事項を記入し、次の必要書類を添付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時直近の5年間、岡山県外に住所を有していることがわかる住民票又は戸籍の附票の写し</li> <li>・ 市税等の完納証明書</li> <li>・ 売買契約書の写し</li> <li>・ 位置図、現況写真等（空き家の全体が確認できるもの）</li> <li>・ その他市長が必要と認めるもの</li> </ul> <p>② 改修費補助金、③ 引越し支援助成金は、別途必要書類あり。お問い合わせください。</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市産業文化部仕事・移住支援室                  津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内                  受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先	<p>津山市産業文化部仕事・移住支援室                  （電話）0868-24-3633</p>
備考	<p><u>空き家の購入・改修をご検討されている方は、必ず事前にご相談ください。</u>  <u>事前相談なく、売買契約をされた場合は対象外となります。</u></p>

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(10) 新生児特別定額給付金の支給

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として実施した特別定額給付金事業の対象とならなかった新生児の保護者に、新生児一人あたり10万円の給付を行います。  <b>【申請方法】</b>                  市から新生児の母親に送られてくる申請書に必要事項を記入して返送。  <b>【申請期限】</b>                  令和3年5月31日</p>
<p>対象者</p>	<p>・令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、津山市に住民登録された新生児の保護者。ただし、保護者の住所が令和2年4月27日から申請時まで継続して津山市にある方に限る。</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>・申請者の通帳・キャッシュカードの写し等の口座確認書類</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>・郵送による提出（返信用封筒を同封しています）                  ・申請手続に関する疑問や窓口での申請を希望される場合は、下記の問い合わせ先へお尋ねください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市特別定額給付金事業推進室                  津山市山北520                  津山市役所 東庁舎3階                  （電話）0868-32-2169</p>
<p>備考</p>	

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### (1) 個人向け緊急小口資金等の特例貸付

支援内容	<p>◆緊急小口資金貸付（一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象）          新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少した世帯を対象に、緊急かつ一時的な生計維持のために必要な資金の貸付けを行います。          【貸付上限】・世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合などの特別の要件に該当する場合 20万円以内          ・その他の場合 10万円以内          【据置期間】1年以内【償還期限】2年以内【貸付利子】無利子</p> <p>◆総合支援資金貸付（生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象）          新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、生活再建までの間に必要な生活費の貸付けを行います。          【貸付上限】・（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内          ※貸付期間は原則3月以内          【据置期間】1年以内【償還期限】10年以内【貸付利子】無利子</p>
問い合わせ先 （申請先）	<p>津山市社会福祉協議会          津山市山北520（津山市総合福祉会館）          受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く。）          （電話）0868-23-5130</p> <p>中国労働金庫          緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター          受付時間：午前9時から午後9時（土・日・祝日を含む。）          （電話）0120-46-1999</p>



I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

2 治療・健康に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 医療ケア児等への手指消毒液等の配布

<p>支援内容</p>	<p>医療的ケアが必要となる障害児（者）において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各家庭等で使用する手指消毒用アルコール（3本）を配布します。対象者へは、市から直接配付します。</p>
<p>対象者</p>	
<p>申請手続に必要なもの</p>	
<p>受付場所及び受付時間</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市環境福祉部障害福祉課 （電話）0868-32-2067</p>
<p>備考</p>	

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

2 治療・健康に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 高齢者の在宅介護を行っている困窮世帯への手指消毒液等の配布

<p>支援内容</p>	<p>特別養護老人ホームの入所基準となる要介護3以上の高齢者を在宅で家族等が介助を行っている困窮世帯を対象に、各家庭等で使用する手指消毒用アルコール（3本）を配布します。 対象者へは市から直接配布します。</p>
<p>対象者</p>	<p>要介護3以上と判定され、家族等の介助によって在宅生活を維持している介護保険被保険者で、おしめ介助等の特別な支援が必要な者のうち、本人及び主介護者が住民税非課税世帯 (津山市介護用品支給事業の認定を受けている者)</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p></p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p></p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市環境福祉部高齢介護課 (電話) 0868-32-2070</p>
<p>備考</p>	<p></p>

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 2 治療・健康に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### (1) 生活不安・ストレスなどから深刻化するDVについての相談

支援内容	新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどから、増加や深刻化が懸念されているDVについての相談に応じる。
問い合わせ先	・ 内閣府男女共同参画局 「DV相談ナビ」（電話）0570-0-55210 <a href="http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html">http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html</a> 「DV相談+（プラス）」（電話）0120-279-889 <a href="https://soudanplus.jp/">https://soudanplus.jp/</a>

## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 1 雇用の維持に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者を対象に相談窓口を設置し、金融や経営の相談を受け、対策などに関する情報を提供します。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金繰りに関すること</li> <li>・ 雇用に関すること</li> <li>・ 経営相談に関すること</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 1 雇用の維持に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

### (2) 林業事業体支援事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により仕事が減少している林業事業体を支援するため、間伐等を行った場合の杉、ヒノキの間伐材等を市内の木材市場に運搬する経費の一部及びその間伐等を実施するために必要となる作業道の補修費用の一部を補助します。</p> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐材等運搬補助金 1立方メートル当たり上限2,000円</li> <li>・ 森林作業道補修等補助金 1メートル当たり上限300円</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>森林経営計画を策定した林業事業体等</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書</li> <li>・ 作業箇所の森林計画図</li> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 被災状況写真（森林作業道の補修がある場合）</li> <li>・ その他必要な書類</li> </ul>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市農林部森林課 津山市山北520（津山市役所本庁舎4階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市農林部森林課 （電話）0868-32-2078</p>
<p>備考</p>	

## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者を対象に相談窓口を設置し、金融や経営の相談を受け、対策などに関する情報を提供します。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金繰りに関すること</li> <li>・ 雇用に関すること</li> <li>・ 経営相談に関すること</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (2) つやま企業サポート補助金の特例措置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化しつつも前向きな投資を行う事業者に対し、補助率及び補助上限額を拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 専門家派遣サポート補助金</li> <li>② 長期研修会参加サポート補助金</li> <li>③ 販路開拓サポート補助金</li> <li>④ 設備導入サポート補助金</li> <li>⑤ プロフェッショナル人財等採用サポート補助金</li> <li>⑥ 付加価値化・事業転換サポート補助金</li> <li>⑦ 知的財産権取得サポート補助金</li> <li>⑧ 新製品新技術開発サポート補助金</li> <li>⑨ サテライトオフィス設置・創業等サポート補助金</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>津山市内に本社又は主な事業所もしくは工場を有する中小企業者等であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和2年2月以降の売上高が前年又は前々年の同月期と比較して15%以上減少した者</li> <li>② 創業1年未満の場合、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して15%以上減少した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 最近1ヶ月を含む過去3ヶ月の平均売上高</li> <li>b 令和元年12月の売上高</li> <li>c 令和元年10月から12月までの売上高の平均額</li> </ul> </li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	<p>販路開拓サポート補助金のメニューに、ECサイト作成補助（補助率3/4、上限額50万円）、新型コロナウイルス感染症禍における販売力強化事業補助（割引額、送料を補助、上限額20万円）を追加しています。</p>

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

### (3) つやま産業支援センター専門家派遣無料実施（経営改善計画策定、ECサイト構築、テレワーク導入等）

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りのための経営改善計画の策定、販路開拓のためのECサイトの開設、働き方改革のためのテレワーク導入等を行う事業者に対し、5回を限度に無料で専門家を派遣します。
対象者	津山市内に本社又は主な事業所もしくは工場を有する中小企業者等であって、次のいずれかに該当する者 ①令和2年2月以降の売上高が前年又は前々年の同月期と比較して15%以上減少した者 ②創業1年未満の場合、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して15%以上減少した者 a 最近1ヶ月を含む過去3ヶ月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月から12月までの売上高の平均額
申請手続に必要なもの	下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。
受付場所及び受付時間	受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
問い合わせ先	つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web） <a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a>
備考	



## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (4) テレワーク、Web会議導入相談窓口の設置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、導入が促進されているテレワークやWeb会議、加えて業務用ソフトウェア等のICT導入について、専門家による相談窓口を設置しています。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク導入に関すること</li> <li>・勤怠管理に関すること</li> <li>・必要なソフトウェアに関すること</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（毎週水・金）</p> <p>※事前予約制 1事業者につき1時間/回</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://tsuyama-biz.jp/info/2335/">https:// .tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 2 資金繰りに関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### （1）新型コロナウイルス対策マル経融資等に係る利子補給

<p>支援内容</p>	<p>日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金融資（以下「マル経融資」という。）の内、令和3年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したことに伴い新型コロナウイルス対策マル経融資を受けた者に対し、新型コロナウイルス対策マル経融資を借入れた時から日本政策金融公庫に支払った1年分のマル経融資及び新型コロナウイルス対策マル経融資に係る約定利息（返済遅延により加算された延滞利息は対象外）の額を利子補給します。</p> <p>ただし、国から利子補給金が支給される場合は、国の利子補給金を除いた利息分を支援します。</p>
<p>対象者</p>	<p>日本政策金融公庫が行うマル経融資の内、令和3年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少したことに伴い新型コロナウイルス対策マル経融資を受けたもの</p> <p>〈マル経融資の借入条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○常時雇用する従業員が5人以下の卸売業・サービス業・小売業、20名以下の製造業・建設業・運輸業等</li> <li>○原則として6ヶ月以前から商工団体の経営支援を受けていること</li> <li>○納期限の到来している所得税・法人税・事業税・市県民税（均等割を含む）を完納していること</li> <li>○日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でないこと</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>津山商工会議所及び作州津山商工会へお問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山商工会議所（津山市山下30-9） 作州津山商工会（津山市新野東567-9） 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2081</p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者を対象に相談窓口を設置し、金融や経営の相談を受け、対策などに関する情報を提供します。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金繰りに関すること</li> <li>・ 雇用に関すること</li> <li>・ 経営相談に関すること</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）<a href="https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/">https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</a></p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (2) 公共交通感染症対策事業（研修費用助成）

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が拡大する状況においても、運行継続を求められる公共交通事業者において、新型コロナウイルス感染症まん延防止の徹底を目的とする研修費用を助成します。</p> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修実施事業者 1社当たり10万円</li> <li>・研修参加者 1名当たり1万2千円を乗じた額</li> <li>※1社当たり総額 上限額20万円</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症まん延防止の徹底を目的とする研修を令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間に実施した市内に事業所・営業所を有するバス事業者及びタクシー事業者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・企業概要書</li> <li>・配送事業に関する許可証の写し（営業許可証等）</li> <li>・従業員数を証明する書類の写し（運転手台帳、雇用台帳等）</li> <li>・社内研修実績報告書</li> <li>・暴力団等排除に関する誓約書</li> </ul>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市産業文化部商業・交通政策課 津山市山北520（津山市役所東庁舎2階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>申請期間：令和2年5月15日～令和2年7月31日</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2075</p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (3) 公共交通配送実施支援事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込んでいるタクシー業界への支援と、テイクアウトを行う飲食店の配送に対応するため、国がタクシー事業者に対し、飲食配送の受託を特例として承認したことを受け、特例期間中に飲食配送の許可を受けたタクシー事業者に対し助成します。</p> <p>【助成額】 1社当たり10万円</p>
<p>対象者</p>	<p>・津山市内に事業所・営業所を有し、有償貨物運送の特例の許可を受けているタクシー事業者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書</li> <li>・ 企業概要書</li> <li>・ 配送事業に係る有償運送許可証の写し</li> <li>・ 飲食店等との契約書の写し</li> <li>・ 暴力団等排除に関する誓約書</li> </ul>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市産業文化部商業・交通政策課 津山市山北520（津山市役所東庁舎2階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>申請期間：令和2年5月15日～令和2年7月31日</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2075</p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (4) 小規模事業者緊急支援事業

支援内容	<p>小規模事業者の事業継続を支援するため、令和2年2月から7月のいずれか1カ月の売上が、前年の月平均売上より20%以上減少するなどの条件に該当する場合、一律20万円を支給する。</p> <p>ただし、給付は1回限り。</p>
対象者	<p>常時雇用する従業員数が20名以下の法人または個人事業者</p> <p>法人：市内に本店かつ主たる事業所を有する法人</p> <p>個人事業者：令和2年3月31日時点において市内に住民登録があり、国内に店舗等の事業所を有し、主たる収入が営業等事業収入である者</p> <p>令和2年3月31日時点において市外に住民登録があり、市内に店舗等の主たる事業所を有し、主たる収入が営業等事業収入である者</p> <p>※ 学校法人、協同組合等の組合、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、公の秩序を害する恐れのあるもの等は対象外とする。</p> <p>※ 国、都道府県を除く他の自治体から事業継続を目的とした補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある者は対象外とする。</p>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 確定申告書類の写し</li> <li>・ 売上が減少となった月の売上台帳等の写し</li> <li>・ 個人事業社の場合は、身分証明書の写し</li> <li>・ 振込先の金融機関口座が確認できるもの</li> <li>・ 事業所を確認できる写真</li> <li>・ 市外に住民登録がある個人事業者は、住民票の写しと市内事業所にかかる固定資産税納税証明書又は賃貸借契約書等の写し</li> </ul> <p>など</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：アルネ・津山4階（津山市新魚町17）</p> <p>受付時間：10:30～12:00 13:00～16:00</p> <p>（土・日・祝日を除く。）</p> <p>受付期間：7月8日（水）～9月30日（水）</p>
問い合わせ先	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課</p> <p>（電話）0868-32-2081</p>
備考	<p>9月30日をもって受付終了</p>

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (5) 米の計画的生産継続支援事業

支援内容	新型コロナウイルス感染拡大の影響で今年産（令和2年産）の米価が下がった場合、米の計画的生産の協力者に対し、米価が下落した場合の支援金（補填金）として、主食用水稲1俵に対し昨年との価格差の1/2（上限500円）を支給する。
対象者	営農計画書を提出した者で、令和2年度に次のいずれかに該当するもの ①需要に応じた米の計画的生産実施者 ②水田活用の直接支払い交付金対象者又は備蓄米取組者 ③認定農業者 ④認定新規就農者 ⑤人・農地プランの中心となる経営体等
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・営農計画書</li> <li>・振込先の金融機関口座が確認できるもの</li> </ul>
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市農林部農業振興課 津山市山北520（津山市役所本庁舎4階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 受付期間：8月下旬～令和3年2月28日（日）
問い合わせ先	津山市農林部農業振興課 （電話）0868-32-2079
備考	

## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (6) 和牛農家経営支援金交付事業

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている和牛生産農家の経営安定のため、1頭当たり最大3万円を交付します。
対象者	和牛肥育農家及び和牛繁殖農家
申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 和牛の販売価格が分かるもの</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市農林部農業振興課 津山市山北520（津山市役所本庁舎4階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） ※各支所・出張所でも受付可</p>
問い合わせ先	<p>津山市農林部農業振興課 （電話）0868-32-2079</p>
備考	



## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (7) 公共交通感染症対策事業（公共交通等運行継続助成）

<p>支援内容</p>	<p>市内のバス・タクシー事業者の皆さんにこれまでと変わらず運行を継続し、新型コロナウイルス感染症対策を充実していただくため、助成金を交付します。</p> <p>【助成額】          基礎配分額＋台数配分額（上限100万円）          《基礎配分額》          (1) 市内に本社を置き、市内の営業所の車両登録が10台以上の事業者          又は市内の路線バス事業を営んでいる事業者 … 40万円          (2) 市内に本社を置き、市内の営業所の車両登録が10台未満の事業者          … 20万円          (3) 市内に営業所を置く事業者 … 10万円          《台数配分額》          (1) 登録しているバス1台につき … 3万円          (2) 登録しているタクシー1台につき … 1万円</p>
<p>対象者</p>	<p>(1) 市内に本社又は営業所を有するバス事業者及びタクシー事業者          (2) 公共交通事業を引き続き継続する意思がある者          (3) 生活交通維持のため、津山市その他関係団体の要請に応じて、地域や会議等の論議に参画する意思がある者</p>
<p>申請手続きに必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津山市公共交通等運行継続助成金交付申請書</li> <li>・ 企業概要書</li> <li>・ 運送事業に関する許可証の写し（営業許可証等）</li> <li>・ 登録車両一覧</li> <li>・ 登録車両の車検証の写し</li> </ul>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市産業文化部商業・交通政策課          津山市山北520（津山市役所東庁舎2階）          受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）          申請期間：令和2年10月1日～令和2年11月30日</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課          （電話）0868-32-2075</p>
<p>備考</p>	

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (8) ごみ減量・リサイクル推進事業

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、古布・古着類の海外への輸出が滞り、相場が下落したため、集団回収（廃品回収）により収集した古布類を引き取る再生資源事業者への報奨金単価を見直し、1kgあたり3円を加算するもの。
対象者	資源回収推進業者として登録されている業者
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収推進業者報奨金交付申請書</li> <li>・資源回収買上等明細書の写し</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市環境福祉部環境事業課 津山市山北520（津山市役所本庁舎6階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>受付時期：前期分 9月15日まで 後期分 3月中旬頃</p>
問い合わせ先	津山市環境福祉部環境事業課 (電話) 0868-32-2203
備考	

## Ⅱ 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

### 3 事業継続に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### （1）中小・小規模事業者等に対する給付金（持続化給付金）

支援内容	特に厳しい状況にある中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える新たな給付金を給付します。 (給付額) 法人：200万円以内、個人事業者等：100万円以内
問い合わせ先	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 (電話) 0570-783183

#### （2）岡山県事業継続特別支援金

支援内容	国の持続化給付金を受けた事業者のうち、雇用保険法で規定する被保険者数（以下「被保険者」）が21人以上で、県内に主たる事業所を有する事業者を対象に、被保険者1人当たり2万円（上限1千万円）を支給する。
問い合わせ先	岡山県事業継続特別支援金受付係 (電話) 086-226-7924

#### （3）経営継続補助金

支援内容	農林漁業者（個人及び常時従業員数20人以下の法人）を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や、人手不足解消の取組を総合的に支援する。
問い合わせ先	(一社) 全国農業会議所 (電話) 03-6910-1121 (代表)

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援

支援内容	感染拡大を防止するため、保育所等の子ども用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、感染防止用の備品等購入、施設の消毒に必要となる消耗品等の購入に対する経費を補助します。
対象者	・教育・保育福祉施設
申請手続に必要なもの	申請手続については、各設置者に個別にご案内します。
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市こども保健部こども保育課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
問い合わせ先（申請先）	津山市こども保健部こども保育課 幼保支援係（電話）0868-32-7039 幼児教育係（電話）0868-32-7028
備考	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (2) 地域子育て支援センターにおけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援

支援内容	感染拡大を防止するため、地域子育て支援センターの子ども用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、感染防止用の備品等購入、施設の消毒に必要なとなる消耗品等の購入に対する経費を補助します。
対象者	・ 地域子育て支援センター
申請手続に必要なもの	申請手続については、各設置者に個別にご案内します。
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市こども保健部こども保育課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
問い合わせ先（申請先）	津山市こども保健部こども保育課 幼保支援係（電話）0868-32-7039 幼児教育係（電話）0868-32-7028
備考	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (3) 妊婦へのマスク及び消毒液の配布

支援内容	妊婦健診を受診する際に着用するサージカルマスク（15枚/人）及び手指消毒液（300mlを1本/人）を妊娠届出時に配布します。
対象者	・今年度の妊娠届出者
申請手続に必要なもの	・妊娠届出書または親子（母子）健康手帳及び母子保健ガイド
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市こども保健部健康増進課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
問い合わせ先（申請先）	津山市こども保健部健康増進課 （電話）0868-32-2069
備考	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (4) オンライン育児相談

支援内容	アプリ等を用いたビデオ通話によるオンラインでの妊婦学級等の開催や、個別相談を行います。
対象者	妊産婦等
申請手続に必要なもの	津山市の育児相談のホームページにあるオンライン育児相談申し込みフォームから申し込みが必要。 また、アプリ等を用いたビデオ通話となるため、ビデオ等が利用できるパソコン、タブレット端末、スマートフォン等が必要。
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市こども保健部健康増進課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）
問い合わせ先（申請先）	津山市こども保健部健康増進課 （電話）0868-32-2069
備考	

1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(5) インフルエンザ予防接種費用助成事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症、インフルエンザが同時期に感染拡大することを回避し、新型コロナウイルス感染症への早期判定等の対応が可能となるよう、インフルエンザの予防接種費用を助成するもの。</p> <p>【助成額または自己負担額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月から1歳未満：2,000円の助成</li> <li>・ 1歳から中学3年生：2,000円の助成</li> <li>・ 高校1年生から高校3年生相当：2,000円助成</li> <li>・ 19歳から64歳：1,000円の助成</li> <li>・ 65歳以上（定期接種）住民税課税世帯：1,000円（自己負担額）</li> <li>・ 65歳以上（定期接種）住民税非課税世帯：全額助成</li> <li>・ 65歳以上（定期接種）生活保護受給者：全額助成</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>全市民（生後6ヶ月未満の児を除く）</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>高齢者インフルエンザの対象者（65歳以上及び60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器などに障害のある人（身体障害者手帳1級相当））で、住民税非課税世帯の方、生活保護受給者は、無料券を発行しますので、事前に申請が必要です。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>【高齢者インフルエンザの無料券発行申請先】                  受付場所：津山市こども保健部健康増進課または各支所・出張所                  受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先（申請先）</p>	<p>津山市こども保健部健康増進課                  （電話）0868-32-2069</p>
<p>備考</p>	



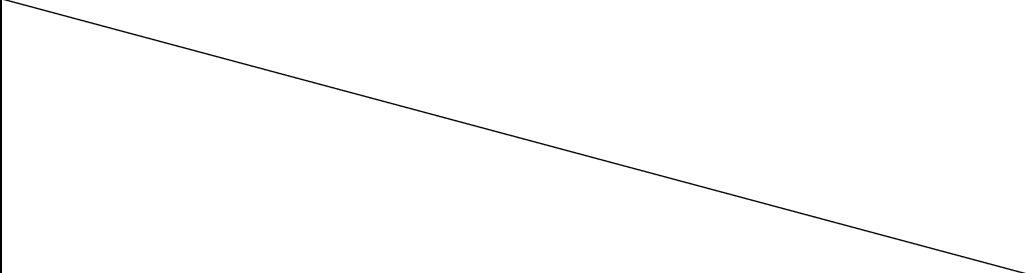
Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(6) 障害者福祉施設等への衛生用品の配付

<p>支援内容</p>	<p>感染拡大防止における飛沫感染リスクの低減を図るため障害者福祉施設等にフェイスシールドを配付します。また、発熱など感染の疑いがある利用者への対応が求められる入所及び訪問サービスを提供する施設等に使い捨てガウンを配付します。</p>
<p>対象者</p>	<p>市内の障害者福祉施設等</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>対象施設等へは、市から直接配付します。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	
<p>問い合わせ先 (申請先)</p>	<p>津山市環境福祉部障害福祉課 (電話) 0868-32-2067</p>
<p>備考</p>	

Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(7) 高齢者介護施設等への衛生用品の配付

<p>支援内容</p>	<p>感染拡大防止における飛沫感染リスクの低減を図るため高齢者介護施設等にフェイスシールドを配付します。また、発熱など感染の疑いがある利用者への対応が求められる入所及び訪問サービスを提供する施設等に使い捨てガウンを配付します。</p>
<p>対象者</p>	<p>市内の高齢者介護施設等</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>対象施設等へは、市から直接配付します。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p></p>
<p>問い合わせ先 (申請先)</p>	<p>津山市環境福祉部高齢介護課 (電話) 0868-32-2070</p>
<p>備考</p>	<p></p>

Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(8) 新型コロナウイルス感染症対策津山市連合町内会支援金

支援内容	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている町内会の活動（会合・行事等）を支援することを目的として、津山市連合町内会に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対策津山市連合町内会支援金を交付します。
対象者	津山市連合町内会
申請手続に必要なもの	
受付場所及び受付時間	
問い合わせ先	津山市地域振興部地域づくり推進室 (電話) 0868-32-2032
備考	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策飲食店支援金

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市内で感染症拡大防止対策を実施している飲食店または喫茶店を営む事業者に対し支援金を交付します。</p> <p>支援金の額：2万円×市内店舗数</p>
対象者	<p>保健所の許可を得て市内で飲食店または喫茶店を営む事業者で、市内で営む全ての店舗において、以下に掲げる5つの対策を実施している法人または個人事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員及び来店者によるマスクの適宜着用</li> <li>・店内の適宜喚起</li> <li>・消毒液の設置</li> <li>・配席の工夫などによる感染防止</li> <li>・来店者入れ替わり時、配膳時、開店前及び閉店後等のこまめな消毒</li> </ul> <p>5つの対策に加え、以下に掲げる対策についてもできる限り実施し、感染症拡大防止に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員及び来店者の検温（体調の確認）</li> <li>・電子マネー等の非接触型決済手段の導入</li> </ul> <p>※ 政治団体、宗教法人若しくは団体は対象外とする。</p>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書兼請求書兼実績報告書</li> <li>・飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し ※1</li> <li>・身分証明書の写し（申請者が個人事業者の場合） ※2</li> <li>・振込口座の通帳の写し（表面及び通帳を開いた1・2ページ目） ※2</li> <li>・誓約書兼同意書</li> </ul> <p>※1 津山市プレミアム付グルメ券「うまい券」登録店舗は省略可</p> <p>※2 津山市小規模事業者緊急支援金受給者は省略可</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市産業文化部商業・交通政策課</p> <p style="text-align: center;">（津山市山北663 津山市役所東庁舎2階）</p> <p>受付時間：8:30～12:15 13:15～17:00 （土・日・祝日を除く。）</p> <p>受付期間：令和2年12月23日（水）～令和3年2月26日（金）</p>
問い合わせ先	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課</p> <p>（電話）0868-32-2081</p>
備考	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 1 感染予防に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### （１）介護施設利用者等及び妊婦への布製マスクの配布等

支援内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国がマスクを購入するとともに、介護施設等（介護施設、障害者施設、保育所、放課後児童クラブ、妊婦等）に対してマスクを配布します。
問い合わせ先	厚生労働省ホームページ 「新型コロナウイルス感染症に関するQ & A」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&amp;A">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&amp;A</a>

#### （２）岡山県小児に対するインフルエンザワクチン接種支援事業

支援内容	罹患者が多く、重症化しやすい小児のインフルエンザについて、新型コロナウイルス感染症と区別が難しい発熱や感冒症状のある患者を減らすことにより、医療機関の負担軽減を図るため、小学生以下の小児を対象に、インフルエンザワクチンの接種支援事業を実施。 【助成内容】 岡山県が契約した医療機関でインフルエンザワクチンの接種を受けた場合の費用が、無料になります。 ※2回接種を受けた場合2回とも無料。 【実施期間】 令和2年10月1日～令和2年12月31日
対象者	岡山県内に住所を有し、接種時に生後6カ月から小学6年生に相当する年齢の方
問い合わせ先	岡山県ワクチン接種支援事業問い合わせ窓口 (電話) 086-226-7968 (9時00分～18時45分(日曜・祝日除く))
備考	岡山県議会9月定例会での関連予算の議決が事業実施の要件となります。

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 1 感染予防に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### （3）岡山県高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種支援事業

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、特に重症化が懸念される高齢者の肺炎球菌感染症について、入院等を減少させ、医療機関の負担軽減を図るため、肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない高齢者の方を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種支援事業を実施。</p> <p>【内容】</p> <p>岡山県が契約した医療機関で肺炎球菌ワクチンの接種を受けた場合の費用が、定期接種と同額に減額。</p> <p>津山市民の自己負担額：5,300円</p> <p>【実施期間】</p> <p>令和2年10月1日～令和2年12月31日</p>
対象者	<p>次の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・岡山県内に住所地を有する方</li><li>・令和2年度に66歳以上となる方</li><li>・令和2年度に市町村が実施する定期接種の対象でない方</li><li>・過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方</li></ul>
問い合わせ先	<p>岡山県ワクチン接種支援事業問い合わせ窓口</p> <p>（電話）086-226-7968</p> <p>（9時00分～18時45分（日曜・祝日除く））</p>
備考	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

#### 2 医療・治療に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (1) 医療機関支援給付金事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応において、感染リスクと厳しい現況下、最前線にて対応されている医療機関に対し、感染拡大防止への対策推進及び地域における医療提供体制が確保・維持できるよう支援するため、医療機関支援金を交付します。</p> <p>【給付額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無床一般診療所 50万円</li> <li>・有床一般診療所（※全床が休床中の場合は除く） 100万円</li> <li>・病院（99床以下） 200万円</li> <li>・病院（100床～199床） 400万円</li> <li>・病院（200床～299床） 600万円</li> <li>・病院（300床～399床） 800万円</li> <li>・病院（400床～499床） 1,000万円</li> <li>・病院（500床～） 1,200万円</li> <li>・歯科診療所 25万円</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>令和2年6月1日時点で、津山市内で開設及び開業しており、保険診療を実施している保険医療機関（病院、一般診療所、歯科診療所）</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>申請手続については、各医療機関に個別にご案内します。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市こども保健部健康増進課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先（申請先）</p>	<p>津山市こども保健部健康増進課 （電話）0868-32-2069</p>
<p>備考</p>	

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

#### 2 医療・治療に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

##### （1）医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布

支援内容	国においてサージカルマスクや、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒用エタノール、検体検査用キット等を購入・確保し、必要な医療機関等に優先配布を行います。
問い合わせ先	岡山県保健福祉部医療推進課 (電話) 086-226-7403



#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯等を対象に、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を減免します。
対象者	①感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)が、前年の10分の3以上減少した世帯の方(前年の所得額により制限あり)
申請手続に必要なもの	①減免申請書、医師の診断書、印鑑等 ②減免申請書、収入申告書、収入減少したことが確認できるもの(給与明細、事業収入等が分かる帳簿等)、補填される金額が分かるもの(保険契約書など)、事業廃止届・雇用保険受給資格者証等(事業の廃止・失業の場合)、印鑑等
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市環境福祉部医療保険課 津山市山北520(津山市役所本庁舎1階) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)  【申請期限】 令和3年3月31日(水) ※必着
問い合わせ先 (申請先)	津山市環境福祉部医療保険課 ・国民健康保険係 (電話) 0868-32-2071 ・高齢者医療係(電話) 0868-32-2073
備考	

#### IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (2) 介護保険料の減免

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が一定程度減少した場合などに、介護保険料を減免します。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当する第1号被保険者</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主としていじする者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかの減少額が前年の10分の3以上のとき（前年の所得額により制限があります。）</p>
申請手続に必要なもの	<p>①に該当する場合 介護保険料減免申請書・印鑑・医師の診断書</p> <p>②に該当する場合 介護保険料減免申請書・印鑑・収入が減少したことが確認できるもの（給与明細、帳簿等）・補填される金額がある場合はその金額が確認できるもの（保険契約書等）・事業の廃止又は失業の場合（廃業等届出書、雇用保険受給資格者証等）</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市環境福祉部高齢介護課 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p><b>【申請期限】</b> 令和3年3月31日（水） ※必着</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市環境福祉部高齢介護課 （電話）0868-32-2070</p>
備考	

#### IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (3) 国民年金保険料の免除等

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により相当程度収入が下がった者を対象に、国民年金保険料を免除・納付猶予します。
対象者	以下の2点をいずれも満たす方 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（様式）または、国民年金保険料学生納付特例申請（様式）</li> <li>・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））（様式）</li> <li>・学生証のコピー（学生の場合）</li> </ul>
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市環境福祉部市民窓口課 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
問い合わせ先（申請先）	津山市環境福祉部市民窓口課 （電話）0868-32-2072  津山年金事務所 （電話）0868-31-2360
備考	所得の申立書に記載された所得見込額の内容を明らかにすることができる書類（業務帳簿・給与明細書等）について、申請時に添付の必要はありませんが後日、日本年金機構から提出が求められる場合がありますので、承認後2年間関係書類を保管しておいてください。

#### IV その他の支援

1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (4) 徴収猶予及び履行延期の特約等に関する支援

支援内容	<p>津山市への債務に対する各種支払いが困難となる場合、徴収猶予及び履行延期の特約等に関する申請を受け付け、審査を経た上で、徴収猶予等を行います。</p> <p>【対象となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園保育料、幼稚園保育料</li> <li>・ 奨学金（返還金）</li> <li>・ 水道料金、下水道使用料</li> <li>・ 市営住宅の家賃（使用料）</li> <li>・ 生活保護費（返還金）</li> <li>・ 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税）（令和2年2月1日まで）</li> <li>・ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料（令和2年2月1日まで）</li> <li>・ 介護保険料（令和2年2月1日まで）</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活困窮者</li> </ul>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係課備え付けの申請用紙（申請時記入可）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症発生前後における減収、減益が確認できるもの（後日提出可）</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：債権管理室及び各担当課（問い合わせ先参照） 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市税務部納税課（市税） （電話）0868-32-2014（令和2年2月1日まで）</p> <p>津山市環境福祉部医療保険課（国民健康保険、後期高齢者医療） （電話）0868-32-2071（令和2年2月1日まで）</p> <p>津山市環境福祉部高齢介護課（介護保険料） （電話）0868-32-2070（令和2年2月1日まで）</p> <p>津山市子ども保険部子ども保育課幼児教育係（保育園保育料、幼稚園保育料） （電話）0868-32-7028</p> <p>津山市教育委員会次世代育成課（奨学金（返還金）） （電話）0868-32-2009</p> <p>水道局業務課営業係（水道料金、下水道使用料） （電話）32-2106</p> <p>津山市都市整備公社 業務推進課（市営住宅の家賃（使用料）） （電話）32-2127</p> <p>津山市環境福祉部生活福祉課（生活保護費（返還金）） （電話）32-2064</p> <p>津山市税務部債権管理室（制度全般） （電話）0868-32-2060</p>
備考	

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

##### ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (5) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が大幅に減少している中小企業・小規模事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとします。</p> <p>軽減対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の用に供している償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（課税標準額の1.4%）</li> <li>・事業用家屋に対する都市計画税（課税標準額の0.3%）</li> </ul> <p>軽減率</p> <p>令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月の期間の事業収入が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①対前年同期より30%から50%未満の減少の場合：1/2</li> <li>②対前年同期より50%以上減少の場合：全額</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>中小企業者・小規模事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人</li> <li>・資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合</li> </ul> <p>※ただし、大企業の子会社等は対象外となります</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書（原本）に加えて、同機関に提出した書類と同じものを提出してください（コピー可）。</p> <p>提出が必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特例申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）</li> <li>②認定経営革新等支援機関等に提出した書類の写し</li> <li>③収入減を証する書類</li> <li>④特例対象資産一覧表</li> </ul>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市税務部課税課資産税家屋係 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階）</p> <p>申告期間：令和3年1月4日（月）から2月1日（月）（必着）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市税務部課税課資産税家屋係 （電話）0868-32-2016</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例申告書は、津山市のホームページからダウンロードしてください。</li> <li>・申告方法やQ&amp;A、認定経営革新等支援機関等の一覧など、詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。</li> </ul>

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

##### （１）欠損金の繰戻しによる還付の特例

支援内容	<p>前年度は黒字だった法人が経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けられる制度について、特例として、1億円超10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります。</p> <p>※ 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用</p>
問い合わせ先	<p>津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147</p>

##### （２）テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

支援内容	<p>中小企業者等（※）が、テレワーク等のための設備を取得等した場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることが可能となります。 （現在ある制度にテレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加）</p> <p>対象となる設備を、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等した場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除をすることが可能となります。</p> <p>（※） 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人</p>
問い合わせ先	<p>津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147</p>

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

##### (3) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

支援内容	自家用軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置の期間を令和2年9月30日までを令和3年3月31日まで延期します。
問い合わせ先	・岡山県備前県民局 久米分室 岡山市北区久米178-3 受付時間：午前8時45分～午後4時（土・日・祝日を除く。） （電話）086-245-6200

##### (4) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

支援内容	消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則としてその課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、要件に該当するときは、税務署に申請し税務署長の承認を受けることにより、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となります。  現行では、課税選択を行った場合は2年間の継続適用が必要ですが、本特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はなく、翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能となります。
問い合わせ先	・津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147

#### IV その他の支援

##### 2 学校の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体になる支援

##### (1) 放課後児童クラブにおける学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所対応に係る財政支援</li> <li>・ 放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援</li> <li>・ 感染拡大防止対策に係る支援</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブ運営者及び利用者</li> </ul>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各放課後児童クラブごとによる申請書等</li> </ul> <p>※利用料にかかる財政支援については、利用している児童クラブを通じての支援となる予定</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市こども保健部子育て推進課こども政策係 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市こども保健部子育て推進課こども政策係 （電話）0868-32-2179</p>
備考	



#### IV その他の支援

##### 2 学校の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (2) ファミリー・サポート・センター事業における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を会員に補助します。</p>
対象者	<p>・ファミリー・サポート・センター提供会員（報酬の減免を受けられなかった依頼会員については、報酬を支払った当該依頼会員）</p>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金交付申請書</li> <li>・活動報告書（写）</li> <li>・請求書</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山ファミリー・サポート・センター 津山市新魚町17番地アルネ・津山5階 （津山男女共同参画センター「さん・さん」内）</p> <p>受付時間：午前10時～午後7時（月・水～金曜日） 午前10時～午後6時（土・日曜日） ※火曜日・祝日は休館</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山ファミリー・サポート・センター （電話）0868-31-8753</p>
備考	

#### IV その他の支援

独自

#### 2 学校の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (3) 教育電話相談

<p>支援内容</p>	<p>子育てや学校生活に関する相談窓口を設置します。 電話のほか、面接にも応じる。</p> <p>【相談例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強がわからない。</li> <li>・友達のこと悩んでいる。</li> <li>・子育てで困っている。</li> <li>・臨時休業になり、子どもの生活習慣が気になる。</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の小中学校に通う児童及びその保護者</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>特になし</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市教育相談窓口 津山市山北520（市役所本庁舎4階） （津山市教育委員会 学校教育課 家庭地域連携係 内） 受付時間：午後1時15分～午後5時15分（水・土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先（申請先）</p>	<p>津山市教育相談窓口 （電話）0868-31-2124</p>
<p>備考</p>	

#### IV その他の支援

##### 2 学校の臨時休業に伴う支援

ウ 現時点で手続の詳細が未確定の支援

##### (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う修学旅行の中止や延期に係るキャンセル料への支援

**独自**

支援内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用（キャンセル料等）について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、一定の所要額を支給する 台風等自然災害によるキャンセルや、個人の事情によるキャンセルについては対象とならない。 なお、手続きについては、学校を通じて連絡する。
問い合わせ先	津山市教育委員会学校教育課 (電話) 0868-32-2116

#### IV その他の支援

独自

##### 3 幼稚園の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (1) 幼稚園の休業期間等における通園バス利用料の日割り還付

支援内容	<p>幼稚園の通園バスの月額利用料について、休業期間分の利用料を、日割り計算で還付する。</p> <p>保護者送迎要請期間内に要請に応じて協力した場合についても、日割り計算で還付する。</p>
対象者	<p>幼稚園通園バスの利用者 (保護者送迎要請期間においては、要請に応じた通園バス利用者のみ)</p>
申請手続に必要なもの	<p>園から交付する還付申請書を記入</p>
受付場所及び受付時間	<p>通園している幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つやま東幼稚園                      津山市高野本郷 1 2 7 0 - 1</li> <li>・つやま西幼稚園                      津山市二宮 1 9 8 2 - 2</li> </ul>
問い合わせ先 (申請先)	<p>通園している幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つやま東幼稚園                      0 8 6 8 - 2 0 - 1 9 7 1</li> <li>・つやま西幼稚園                      0 8 6 8 - 3 2 - 8 0 7 1</li> </ul>
備考	

IV その他の支援

独自

3 幼稚園の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 幼稚園の休業期間における預かり保育の対応

支援内容	幼稚園の休業期間中において、教育時間内の預かり保育を無償で実施する。
対象者	幼稚園の在籍児童
申請手続に必要なもの	特になし
受付場所及び受付時間	通園している幼稚園 ・つやま東幼稚園 津山市高野本郷1270-1 ・つやま西幼稚園 津山市二宮1982-2
問い合わせ先(申請先)	通園している幼稚園 ・つやま東幼稚園 0868-20-1971 ・つやま西幼稚園 0868-32-8071
備考	

#### IV その他の支援

独自

#### 4 保育園（所）・認定こども園の登園自粛要請に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (1) 保育園（所）・認定こども園の登園自粛に係る保育料の日割り還付

支援内容	保育園の登園自粛要請に応じた場合、保育料を日割り計算で還付する。
対象者	・登園自粛に応じた保育料納付者
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料を口座振替納付している方は、手続きは不要。</li> <li>・保育料を納付書で納付している方は、市が送付する振込先調査票を返送。</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市こども保健部こども保育課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター）</p> <p>受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）</p>
問い合わせ先（申請先）	津山市こども保健部こども保育課 （電話）0868-32-7028
備考	

IV その他の支援

独自

5 民間保育園（所）・民間認定こども園・私立幼稚園・放課後児童クラブ従事者に対する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 民間保育園（所）・民間認定こども園・私立幼稚園・放課後児童クラブの職員への慰労金の支給

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校の臨時休業等により対応を行った民間保育園（所）・認定こども園・私立幼稚園及び放課後児童クラブの職員に対し、対象者1人につき2万円の慰労給付金を事業者を通じて支給します。</p>
<p>対象者</p>	<p>①②③のそれぞれの対象期間において、1日でも勤務していた者で、かつ、令和2年12月1日時点に於いて在籍している職員</p> <p>①民間保育園（所）・認定こども園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園の臨時休業期間：令和2年3月 2日～3月25日 令和2年4月20日～5月19日</li> <li>・登園自粛を要請した期間：令和2年4月20日～5月31日</li> </ul> <p>②私立幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園の臨時休業期間：令和2年3月 2日～3月25日 令和2年4月20日～5月19日</li> </ul> <p>③放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小学校の臨時休業期間：令和2年3月 2日～3月25日 令和2年4月20日～5月24日</li> </ul>
<p>申請手続きに必要なもの</p>	<p>・交付申請書・勤務状況を明らかにする書類等 詳しくは、下記まで、お問い合わせください。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市こども保健部こども保育課（民間保育園・認定こども園・私立幼稚園） 津山市こども保健部子育て推進課（放課後児童クラブ） 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>津山市こども保健部こども保育課 （電話）0868-32-7028 津山市こども保健部子育て推進課 （電話）0868-32-2179</p>
<p>備考</p>	

V 収束後の経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のための支援

独自

1 経済活動の回復のための支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) スポーツ大会・合宿誘致事業

<p>支援内容</p>	<p>スポーツの振興及び地域の活性化に資することを目的として、市内のスポーツ施設を使用するスポーツ大会・合宿の誘致を図るため補助金を交付します。</p>
<p>交付対象</p>	<p><b>【交付対象となる大会・合宿】</b> 本市所管の市内のスポーツ施設を利用した2日間以上の大会・合宿のうち、開催期間中に市外からの参加者が市内の宿泊施設に延べ10人以上 宿泊する大会・合宿（大会は100人以上に限る） <b>【交付対象団体】</b> 交付対象の大会・合宿を開催する実行委員会その他の団体（開催団体）</p>
<p>申請手続きに必要なもの</p>	<p><b>【交付申請】</b> ①交付申請書（様式1） ②大会趣意書・開催要項 ③宿泊計画書（様式2） ④収支予算書 ⑤暴力団排除の誓約書 ⑥債権者登録申請書 <b>【交付請求】</b> ①実績報告書（様式4） ②収支決算書 ③交付請求書（様式5） ※大会・合宿の開催内容に変更があった場合は別途変更申請書等が必要</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>郵送若しくは各スポーツ施設事務所窓口への持参（開館時間内に限る） ①岡山県津山総合体育館 〒708-0004 津山市山北 669 ②岡山県津山陸上競技場 〒708-0825 津山市志戸部 245 ③津山市加茂町スポーツセンター 〒709-3931 津山市加茂町中原 493-3 ④勝北総合スポーツ公園 〒708-1225 津山市西下 1100-1 ⑤津山市久米総合文化運動公園 〒709-4603 津山市中北下 1271</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市 地域振興部 スポーツ課 津山市 山北 669 岡山県津山総合体育館 事務所 (電話) 0868-24-0202</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請は、スポーツ大会・合宿の開催日までに必ず行い、補助交付審査を受ける必要があります</li> <li>・ 申請書類は津山市スポーツ課のホームページよりダウンロードできます</li> <li>・ 交付金額、別に定める要件等詳細についてはお問い合わせください</li> </ul>



## V 収束後の経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のための支援

### 1 経済活動の回復のための支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### (1) 津山市地域商品券発行事業

**独自**

支援内容	津山商工会議所及び作州津山商工会が、市内取扱店舗で使用できる30%のプレミアム付地域商品券を発行し、消費喚起を図ります。 地域商品券は、津山商工会議所発行の「石垣」が旧津山地域、作州津山商工会発行の「スマイル」が勝北、加茂、阿波、久米地域の取扱店舗で使用できます。 発行内容：1冊（1,000円の商品券13枚綴）を1万円で販売 商品券購入限度冊数：1人3冊まで
対象者	市内に居住している個人が応募できます。
受付場所及び受付時間	受付場所：「石垣」 津山商工会議所 「スマイル」 作州津山商工会 取扱店舗の募集：7月上旬から 商品券申込期間：令和2年7月中旬から同年8月21日（金） 商品券販売時期：令和2年9月中旬 商品券利用期間：令和2年9月中旬から同年12月末
問い合わせ先	津山商工会議所（電話）0868-22-3141 作州津山商工会（電話）0868-36-3001

#### (2) 飲食店利用促進支援事業

**独自**

支援内容	飲食店、タクシー、運転代行の取扱店舗で使用できる40%のプレミアム付グルメ券「うまい券」を発行し、消費喚起を図ります。 発行内容：1冊（500円のクーポン券14枚綴）を5千円で販売 グルメ券購入限度冊数：1人6冊
対象者	市内に居住している個人が応募できます。
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市都市整備公社 取扱店舗の募集：9月上旬から同年10月9日（金） グルメ券申込期間：令和2年9月上旬から同年10月16日（金） グルメ券引換時期：令和2年10月28日（水）から同年11月20日（金） グルメ券利用期間：令和2年11月10日（火）から令和3年2月21日（日）
問い合わせ先	津山市都市整備公社 （電話）0868-32-2126、2127

#### (3) 中心市街地賑わい回遊事業

**独自**

支援内容	市内中心市街地において2千円以上の飲食や買い物をされた方に、飲食店等で 使用できる1千円のクーポン券を発行し、消費喚起を図ります。 利用期間：令和3年1月12日～1月24日 ※取扱店舗などについては調整中
問い合わせ先	津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2081

## V 収束後の経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のための支援

### 1 経済活動の回復のための支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### (4) 飲食店等販売促進支援事業

**独自**

支援内容	旧津山国際ホテル跡地にて、市内飲食店等が行うお弁当等のテイクアウト販売の支援を行います。 ※実施時期などについては調整中
問い合わせ先	津山市産業文化部商業・交通政策課 (電話) 0868-32-2081